

令和 3 年 3 月 22 日

日本展示会協会 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた都の取組の推進について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月 18 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について」において、感染状況や医療提供体制等に関する分析・評価の結果、全ての都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、3 月 21 日をもって緊急事態措置が終了することとされました。（資料 1）

これを受け、都は、3 月 18 日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、緊急事態宣言解除後も、感染の再拡大を防ぐため、当面、3 月 22 日から 3 月 31 日まで、「段階的緩和期間における東京都の対応」を実施することといたしました。（資料 2）

この内容は、法第 24 条第 9 項に基づき、都民の皆様に対しては、日中を含めた不要不急の外出自粛の要請、事業者の皆様に対しては、飲食店等に対する営業時間短縮の要請（営業時間は 5 時から 21 時まで。ただし、酒類の提供は 11 時から 20 時まで）、業種別ガイドライン遵守の要請及びイベントの開催制限の要請、また、法には基づきませんが、同様の内容について、各種施設に対して引き続き、御協力をお願いするものです。

また、令和 3 年 3 月 19 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、緊急事態宣言解除後の埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について通知されましたので、お知らせいたします。（資料 3）

なお、4 月 1 日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年3月18日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について」

資料2・・・令和3年3月18日「段階的緩和期間における東京都の対応」

資料3・・・令和3年3月19日付け事務連絡

「緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

【参考資料】

参考資料1・・・新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_shuryo_20210319.pdf

参考資料2・・・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年3月18日変更)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210318.pdf

参考資料3・・・「医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大（リバウンド）の防止のために」

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030318.pdf ※26頁参照

参考資料4・・・「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030318_1.pdf

参考資料5・・・緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030318_2.pdf